

大阪市立阿倍野防災センター使用料免除、還付及び後納に関する要綱（平成16年4月30日消防長訓（予）第8号）

最終改正:令和3年3月30日消防長訓第7号

改正内容:令和3年3月30日消防長訓第7号〔令和3年4月1日〕

○大阪市立阿倍野防災センター使用料免除、還付及び後納に関する要綱

平成16年4月30日消防長訓（予）第8号

改正

平成21年12月11日消防長訓（予）第9号

令和元年6月28日消防長訓第2号

令和3年3月30日消防長訓第7号

大阪市立阿倍野防災センター使用料免除、還付及び後納に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号。以下「条例」という。）第11条の使用料の後納、第12条の使用料の免除及び第13条の使用料の還付について必要な事項を定めるものとする。

（使用料後納基準）

第2条 突発的な事故により前納が間に合わないときなど、正当な理由があると認められるときは、使用料の後納を認めることができる。

（使用料の免除）

第3条 使用料を免除するときの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 申請者から第1号様式の使用料免除申請書（以下「免除申請書」という。）を2通提出させること
- (2) 免除申請書を受理したときは、その事情を厳正に審査のうえ事実を確認し、適当と認めるときに限り承認すること
- (3) 使用料を免除した場合は、当該申請に係る免除申請書の経過欄に免除した旨を朱書きし、1通を保管するとともに、他の1通を申請者に返付すること

（使用料の還付）

第4条 使用料を還付しようとするときは、所定の手続きにより行うものとする。

（施行の細目）

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月11日消防長訓（予）第9号）

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日消防長訓第2号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日消防長訓第7号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

8 この要綱の施行の際現に存する第7条の規定による改正前の大阪市立阿倍野防災センター使用料免除、還付及び後納に関する要綱第1号様式による用紙は、同条の規定による改正後の大阪市立阿倍野防災センター使用料免除、還付及び後納に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

使用料免除申請書

年 月 日			
大 阪 市 長 様			
住 所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕			
申請者 氏 名 〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕			
電話番号 ()			
次の通り使用料の免除を申請します。			
なお、申請内容と使用内容が異なると認められるときは、使用料の免除を取り消されても 異議ありません。			
使用日時	年 月 日 (曜日) 午 前 時 分～午後 前 時 分 後 後		
使用区分	全 室 ・ 半 室	予定人員	名
使用目的			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 ※印は記入しないこと。